

消費税増税に伴う軽減税率制度の導入をはじめとする諸課題の早期解決を求める意見書

一層本格化する少子高齢社会にあって、増大する社会保障費を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくことは極めて重要な課題であると同時に、わが国の財政再建も待ったなしの課題である。

こうした中、昨年 8 月に「社会保障と税の一体改革」関連 8 法案が成立し、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率を 5 % から 8 % へ引き上げられる。

わが国は長年、デフレに苦しんできたが、ここでようやく景気回復の兆しをみせている。こうした景気回復の流れを消費税増税で腰折れさせることなく、財政再建と経済成長に政府は全力で取り組むべきである。

また、この消費税増税に伴い、検討すべき課題については政府内で未だに明確な結論が見いだせていない。消費税の引き上げは広く一般国民に影響し、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与える。

国民の混乱を最小限にするために、また逆進性対策としても軽減税率制度の導入と中小事業者等の事務負担軽減、徴税事務の簡素化等の課題については早急に議論をまとめるべきである。

よって、国においては、下記の事項について速やかに実施することを強く求める。

記

- 1 回復軌道に乗りつつある経済を増税後に腰折れさせることなく、政府、国会、日銀が総力をあげて、これまで進めてきた経済政策の実効性をさらに高め、景気回復の実感を得られるようにすること。
- 2 軽減税率制度の導入については、議論を加速し、早期に結論を出すこと。
- 3 中小事業者等に対する事務負担の軽減や徴税事務の簡素化等、影響を最小限にとどめる制度設計を速やかに行い、環境整備を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

埼 玉 県 狭 山 市 議 会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

経済産業大臣